

自然災害の被害にあったら

被災直後に利用できる 公的支援制度

清水 香 Shimizu Kaori ファイナンシャルプランナー、社会福祉士
家計の危機管理の観点から社会保障や福祉、民間資源を踏まえた生活設計アドバイスを行う。財務省「地震保険制度等研究会」委員。日本災害復興学会会員。

自然災害で被災すると、住まいや仕事などに大きな損害を受け、暮らしにさまざまな影響が及びます。個人が単独で暮らしを元に戻すことは困難ですから、被災者が受けられる多様な支援のしくみがあります。支援を受けるときは自ら申請するのが原則なので、受けられる支援の内容や必要な手続きを知っておきましょう。

当面の暮らしの支え

● 災害救助法の適用によるさまざまな支援

災害で人口に応じた一定数以上の住家の滅失が生じた市区町村には「災害救助法」が適用されます。被災者の命を守り、保護を図ることを目的に、発災直後から衣食住のほか、さまざまな救助が行われます(表1)。同法が適用されると、さらに種々の機関による支援が動き出します。

財務局・財務事務所と日本銀行各支店は、「金融上の措置」を講ずるよう、金融機関等に要請します。銀行には、キャッシュカード等を失っても、本人確認ができれば預貯金の引き出しに応じること、当面の住宅ローンの返済猶予や返済方法の変更柔軟に応じることなどを求めます。保険会社にも、保険料支払いについて、一定期間の猶予など、被災者の状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努めるよう求めます。

表1 「災害救助法」に基づく救助

救助の種類	①避難所、応急仮設住宅の設置 ②食品、飲料水の給与 ③被服、寝具等の給与 ④医療、助産 ⑤被災者の救出 ⑥住宅の応急修理 ⑦学用品の給与 ⑧埋葬 ⑨死体の捜索および処理 ⑩住宅またはその周辺の土石等の障害物の除去
-------	--

出典：内閣府の資料を基に筆者作成

また紙幣が損害を受けたら、紙幣面積の3分の2以上が残れば全額分の紙幣に、5分の2以上3分の2未満が残れば半額分の紙幣に、原則として金融機関で引き換えられます。

● 暮らしのお金の減免が受けられることも

法適用後はそのほかにも、暮らしに関わるさまざまな経済負担の減免が受けられます。

医療に関しては、一定の被災者は医療機関での窓口負担が不要となるほか、医療・介護保険料の減免が受けられます。

生活にかかるお金については、水道やガス、電気などの公共料金、NHK受信料の減免を受けられることがあります。携帯電話は今や災害時に欠かせないインフラですが、携帯電話会社によるデータ通信を無制限とする、一部手数料を無料にするなどの支援が行われることもあります。

● 罹災証明書の申請が支援を受ける第一歩

支援を受けるとき、ほとんどの場合に必要となるのが「罹災証明書」です。市区町村が住宅の壊れ具合を個々に判定し、被害程度を証明するもので、支援を受ける第一歩となる書類です。

罹災証明書に記載される被害の程度は、被害の大きな順に「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊(準半壊)」「一部損壊」の5区分です(表2)。地震をはじめ水害や風害による被害でも、いずれかの区分に判定されます。災害の種類で基準が設けられており、例えば床上浸水だと床上1.8m超は全壊、1m超は大規模半壊、1m未満は半壊といった基準です。公的支援の有無や内容は区分で変わり、被害区分が大きいほど支援は手厚くなります。

原則1カ月以内に、本人または同居の家族が市区町村に申請します(家族以外は委任状が必要)。その後、市区町村の職員等が住家を訪ね、被害認定が行われます。

表2 罹災証明書の区分

被害の程度	「全壊」	「大規模半壊」	「半壊」	「一部損壊(準半壊)」	「一部損壊(10%未満)」
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

出典：内閣府の資料を基に筆者作成

判定結果に疑問があれば、それを知った日から3カ月以内であれば、最大2回まで再調査を受けられます。

● 被害状況の写真を撮っておく

多くの世帯が被災する広域災害では、罹災証明書の申請・交付手続きが速やかに進まないことがあります。調査員が被災した住宅に出向いて行う火災保険や地震保険の損害調査でも、訪問までに時間を要する可能性があります。しかし、損害認定では被害状況の確認が必須です。片付けてしまう前にまずは被害状況の写真を撮り、証拠を保全しておきます。

家の全景が分かるよう、まず4方向から、さらに被害部位は状況がよく分かるよう、さまざまな方向から複数枚撮ります。浸水被害では、浸水深が明らかになるように、浸水跡にメジャーを当てるとして撮っておきます。

なお、一部損壊に該当する小さな損害だと、写真だけで罹災証明書の交付を受けられます。

● 身分証明書は速やかに再発行を

被災後の手続きでは、運転免許証や健康保険証といった本人確認書類が必要になることもあります。なくしたときは速やかに再発行手続きをしましょう。運転免許証は運転免許センター、健康保険証は加入している公的医療保険の窓口、パスポートはパスポートセンター(旅券窓口)で手続きを行います。

● 離職や休業を余儀なくされたら

災害で勤め先が休業となり、一時的な離職や休業を余儀なくされた会社員には、雇用保険から失業等給付を受けられる特例措置が実施されることがありますので、ハローワークに問い合

表3 被災者生活再建支援制度

【基礎支援金】

	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

+

【加算支援金】

	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

- ・単身世帯が受け取れる支援金は3/4の金額
- ・いったん住宅を賃借した後、自ら住宅を建設・購入(または補修)する場合は合計で200万円(または100万円)
- ・「解体(住宅半壊でやむを得ない事由から住宅を解体した世帯)」「長期避難世帯(噴火災害等で危険な状態が継続し、長期にわたり住宅に住めなくなった世帯)」も対象になる

出典：内閣府の資料を基に筆者作成

わせましょう。あるいは、仕事中や通勤時に被災しけがをしたときは、労災が認められる可能性があるため、所轄の労働基準監督署へ相談しましょう。

仕事だけでなく住まいや資産を失い、生活困窮に陥ったときは「生活保護」の申請を。世帯構成と住所地で扶助額が決まります。住所地の市区町村が窓口ですが、東日本大震災では広域避難者であっても利用できる措置が取られています。

金銭給付

● 被災者生活再建支援制度

住まいが全壊または大規模半壊となった世帯には、被災者生活再建支援制度による支援金が支給されます。支援金は住宅の損壊状況に応じた「基礎支援金」と、住宅再建方法に応じた「加算支援金」の2種類で、両方を合わせた支給額は最大300万円です(表3)。住まいに深刻な被害を受けた世帯のための生活再建のスタート

資金ですから、持ち家世帯にならび賃貸住宅入居世帯も対象で、使い道は自由です。ただし、空き家や別荘、賃貸住宅オーナーが所有する物件などは対象外です。

表4 災害弔慰金

制度	内容	金額
災害弔慰金	災害で死亡した人の遺族に支払われる弔慰金	生計維持者 500万円
		その他の人 250万円
災害障害見舞金	災害によるけがや病気で、精神または身体に著しい障害が出た場合に支払われる見舞金	生計維持者 250万円 その他の人 125万円

出典：内閣府の資料を基に筆者作成

市区町村の担当窓口で、基礎支援金は災害発生日から13カ月、加算支援金は37カ月以内に申請するのが原則です。

ただしこの制度は、1市区町村に10世帯以上が全壊となった災害等が対象なので、被害がそれに満たない市区町村では、住宅が全壊等しても支援金が支給されません。こうしたとき、自治体等による独自制度から給付を受けられる場合があるので、問い合わせてみましょう。

● 災害で家族が死亡・重い障害を負った

同生計の人が災害で亡くなったときは、残された家族に「**災害弔慰金**」が支給されます。災害との因果関係が認められる災害関連死や、災害で行方不明になり、3カ月を超えて生死不明となった場合も対象になることがあります(家族の申し立てが必要)。

災害が原因で障害を負ったときは「**災害障害見舞金**」が支給されます。両目失明や要常時介護など重度の障害を負ったときが対象です(表4)。

いずれの制度も、自然災害で1市区町村に5世帯以上滅失した災害が対象です。問い合わせ先は市区町村で、罹災証明書や死亡診断書等が必要になります。

● 義援金

日本赤十字社や中央共同募金会、NHKが災害ごとに受け付けている義援金は、市民が善意で送った寄付金です。使い道は自由で、被災者にはとても助かるお金です。

決められた配分基準で各自治体に配られ、それが被災者の被害程度に応じて公平に配分されます。災害の規模等によっては実際にお金が渡

表5 災害援護資金の貸付限度額

貸付限度額	家財の3分の1以上の損害	150万円
	住宅の半壊	170万円
	住宅の全壊	250万円
	住宅全体の滅失または流失	350万円
貸付利率	年3%以内(据置期間中は無利子) ※自治体による	
据置期間	3年以内(特別の場合5年)	
償還(返済)期間	10年以内(据置期間を含む)	

※世帯主に1カ月以上の負傷がない場合の金額。世帯人員に応じた所得制限あり。

出典：内閣府の資料を基に筆者作成

るまで時間がかかることもあり、第1次配分、第2次配分と何度かに分けて配られることもあります。受け取りは市区町村窓口へ。罹災証明書が必要です。

貸付

● 被災者向けの貸付

被災者は低利の公的貸付「**災害援護資金**」「**生活福祉資金**」を利用することもできます。

「災害援護資金」は、災害で負傷したり、住居が半壊以上になった人が利用できる貸付で、世帯員数に応じた所得制限があります(表5)。窓口は市区町村です。

「生活福祉資金」は、金融機関で借入れが難しい低所得世帯や高齢者世帯等が利用できる貸付で、緊急小口資金は無利子で10万円以内、福祉費は150万円までが貸付額のめやすです。都道府県の社会福祉協議会あるいは市区町村の社会福祉協議会が窓口です。貸付ですから、いずれも返済が必要です。